

■ 貯蓄預金

平成 24年 12月 10日 現在

商品名		貯蓄預金
	(愛称)	・ 基準残高 30 万円のもの－貯蓄預金 I 型 ・ 基準残高 10 万円のもの－貯蓄預金 II 型
販売対象		個人の方。
期間		期間の定めはございません。
預入方法	預入方法	随時預入
	預入金額	1 円以上
	預入単位	1 円単位
払戻方法		随時払い戻しいたします。
利息	適用金利	貯蓄預金 I 型については基準残高を 30 万円、貯蓄預金 II 型については基準残高を 10 万円とし、毎日の最終残高が基準残高以上となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高以上利率」を適用し、毎日の最終残高が基準残高未満となった期間は、当該期間における店頭表示の各々の「基準残高未満利率」を適用いたします。
	利払方法	毎年 2 月と 8 月の当組合所定の日に支払います。
	計算方法	毎日の最終残高 1 千円以上について付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税金		20%の源泉分離課税が適用されます。(マル優をご利用の場合は除きます。) 平成 25 年～平成 49 年の間、「復興特別所得税」が付加された 20.315%の源泉分離課税が適用されます。
手数料		・ キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、キャッシュカード取引規定に定める手数料を徴求いたします。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。) ・ 貯蓄預金 I 型で、1 カ月間(毎月 1 日から月末まで)に 5 回を超えて払出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払出しについて、105 円の手数料をいただきます。
付加できる特約事項		本預金はマル優対象商品です。
中途解約時の取扱い		_____
金利情報の入手方法		店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。

次頁に続く

前頁から続く

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：「お客さまご相談窓口」】 0120-999-349 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス http://www.keiji-shinkumi.net</p> <p>・ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さまご相談窓口」または下記窓口までにお申し出ください。</p> <p>【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合金館内）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<p>・ 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取はできません。</p> <p>・ 総合口座の取扱いはできません。</p> <p>・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。</p>